

## 自立支援医療制度における自己負担月額上限額について

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)	
			重 中間所得層1 負担上限額 5,000円	度 かつ 中間所得層2 負担上限額 10,000円	続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円	

「重度かつ継続(※)」の対象範囲

1. 疾病、症状等から対象となる者
  - ・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者
2. 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - ・医療保険の多数該当の者